

令和6年度心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領

1. 趣 旨

障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害のある人に対する県民の理解の促進を図るため、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し表彰するものである。

2. 主 催

内閣府、和歌山県

3. 募集項目及びテーマ等

[A] 「心の輪を広げる体験作文」

(1) 募集テーマ 出会い、ふれあい、心の輪
－障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げよう－

(2) 応募資格 小学生以上（県内在住又は在学）

(3) 募集方法 ①作品の題名及び内容
作品の題名は自由とし、内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。
なお、応募作品は、未発表のもの1編に限る。
※生成A Iを使用した作品は応募できないものとする。

②募集の区分
小学生区分、中学生区分、高校生区分、一般区分の4区分とする。

③制限字数等
1編当たりの制限字数は、小学生区分及び中学生区分については400字詰め原稿用紙2～4枚程度とし、高校生区分及び一般区分については、400字詰め原稿用紙4～6枚程度とする。
なお、用紙は、原則として400字詰め原稿用紙（B4判縦書き）を使用する。
※パソコン等の電子機器により入力した作品も可とする。用紙は上記に準ずるものとする。

④応募者の属性に関する資料（属性表）
別紙1の項目に従い、氏名、生年月日（年齢）、住所、電話番号、FAX番号、所属学校名、職業、障害の有無・程度、作品の題名（タイトル）及びその他参考となる事項を記載し、作品と共に提出する。

[B] 「障害者週間のポスター」

(1) 募集テーマ 障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

(2) 応募資格 小学生及び中学生（県内在住又は在学）

(3) 応募方法 ①作品の題名及び内容
作品の題名は自由とする。また、内容は、障害のある人に対する理解の促進に資するものとし、障害のある人とない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。
なお、応募作品は未発表のもの1点に限るものとし、作品中に標語やそれに類する文字は入れないものとする。
※生成A Iを使用した作品は応募できないものとする。

②募集の区分

小学生区分及び中学生区分の2区分とする。

③規格、画材等

ア. 規格は、画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付する。
なお、作品は縦位置（縦長）のみとする。

イ. 彩色画材は、自由とする。

④応募者の属性等に関する資料（属性表）

別紙2の項目に従い、氏名、生年月日（年齢）、住所、電話番号、FAX番号、学校名、障害の有無・程度、作品の題名（タイトル）及びその他参考となる事項を記載し、作品と共に提出する。

4. 募集期間

令和6年7月1日（月）から令和6年9月2日（月）〔必着〕とする。

5. 応募先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課 計画調整班

6. 作品の選定方法等

【県】 作文、ポスターの各募集区分ごとに最優秀作品1編、優秀作品2編を審査委員会において選考する。

なお、各区分ごとの最優秀作品を、内閣府が行う全国選考会に推薦する。

【国】 作文については、4区分ごとにそれぞれ最優秀賞1編、優秀賞3編及び佳作5編程度が、ポスターについては、2区分ごとにそれぞれ最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点程度がそれぞれ選定され、入賞者に対しては、都道府県から通知する。

ただし、より多くの者に機会を設ける趣旨から、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」のいずれも過去を通して入賞は一度限りとする。（応募を妨げるものではない。）

7. 表彰

【県】 最優秀者及び優秀者に対しては、福祉保健部長又は福祉保健政策局長から賞状及び記念品が贈られる。

【国】 最優秀賞受賞者に対しては内閣総理大臣からの賞状及び表彰楯を、優秀賞受賞者に対しては内閣府特命担当大臣から賞状及び表彰楯が、佳作受賞者に対しては内閣府政策統括官（政策調整担当）から表彰楯が贈られる。

8. 入賞作品の活用

①入賞作品は、作品集・ポスター・イベントでの展示等、啓発広報に使用することがある。

②入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

③当事業で知り得た個人情報当事業のみに利用し、他の目的には利用しない。

9. その他

①応募作品については原則として返却しない。

返却を希望する場合は、令和6年12月27日（金）までに下記問合せ先に連絡をする

こと。

返却方法については、下記問合せ先において直接引渡し又は郵送等による。

なお、発生する費用については、応募者の負担とする。

②作品の応募にあたり、不正等が発覚した場合は、入賞を取り消すことがある。

10. 問合せ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

障害福祉課 計画調整班

TEL 073-441-2532 FAX 073-432-5567